

公共図書館の地方文献サービスに関する
中国と日本の比較研究
A Comparison of Local literature services in public library
between China and Japan

学籍番号：201821645

氏名：鄧 蒙

DENG MENG

1957年に杜定友が「地方に関するすべての資料」と述べた「地方文献」の定義は、現在も中国の図書館界で一般的に使われている。中国初の『中華人民共和国公共図書館法』第二十四条では、公共図書館における地方文献の必要性が法的に位置づけられ、地方文献サービスに取り組むべき法的根拠となっている。しかし、地方文献に関する基礎理論の研究は少なく、サービス実践も規範化されていない。

そこで本研究では、日本の公共図書館における地域資料サービスを参考にして、中国「地方文献」概念の再考および中国の公共図書館における地方文献サービスを発展させる方策を提言することを目的とした。

研究方法として、中国の広東省立中山図書館、黒竜江省図書館、遼寧省図書館および日本の東京都立図書館、埼玉県立図書館、茨城県立図書館を対象として、文献調査と訪問調査を行った。文献調査では、対象図書館の公式ホームページ、対象図書館の発行する年報、対象図書館に関する論文などを調査し、地方文献サービスの発展経緯、具体的な取り組みの実情を比較した。訪問調査では、対象図書館の地方文献閲覧室の提供環境を現地を確認し、レファレンスサービスを利用して、地方文献の基本状況、収集、管理、利用に関する質問を尋ねた。

日本の公共図書館では旧来郷土資料が中心とした歴史や文学に関する資料だけでなく、生活の場で発生している資料や行財政に関わる領域までをカバーする地域資料へ広げるよう取り組んでいた。一方、中国の公共図書館における地方文献には大きな概念的な転換が見えなかった。日本の公共図書館は地方文献閲覧室の入室について特に制限を設けなかったが、中国の場合は特別な利用方法があり、未成年者の利用を拒否することも一般的であった。また、日本の地方文献デジタル化の完成度と利用可能性が高いのに対して、中国の公共図書館ではデジタルされた地方文献の保存と利用の両立への配慮が不足している。最後に、日本の公共図書館で取り組んでいる地方文献の貸出サービスと児童地方文献サービスは、中国の公共図書館でほとんど取り組んでいなかった。

結論として、まず、中国の公共図書館において、地方文献は「過去」の資料だけでなく、「今日的」な資料を一層注目すべきである。そして、「地方史料」、「地方人士著述」と「地方出版物」の他に、「政府情報」の要素をさらに加えるべきである。また、地方文献サービスを向上させる方策について、①「政府情報」および多様な「同時代的」な資料を収集・提供する、②地域の特徴により、独自分類を作成する、③地方文献閲覧室の利用制限を緩和する、④地方文献を複数収集した場合には、貸出サービスを積極的に提供する、⑤「二次資料」の作成などにより、児童地方文献サービスを提供する、⑥デジタルされた地方文献をアクセスできるように取り組む、の6点を提言した。

しかし、国情の違いがあるため、「政府情報」を取扱う可能性と方法も検討の余地があると考えられる。また、地方文献の一部歴史資料を文書館に移管する可能性があり、図書館と文書館の連携もこれからの課題である。

研究指導教員：白井 哲哉
副研究指導教員：綿抜 豊昭